

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和32年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	レ適用 非適用
団体名	滑川市	職員数 (H19. 4. 1現在)	7
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	51(H18)	公営企業債現在高(百万円)	2,040(H18)
累積欠損金 (百万円)	0(H18)	利益剰余金又は積立金(百万円)	394(H18)
不良債務 (百万円)	0(H18)	財政力指数	0.646(H18)
資金不足比率 (%)	0(H18)	実質公債費比率 (%)	22.1(H19)
		経常収支比率 (%)	87.8(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 レ 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村：

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 レを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	滑川市長 中屋 一博
既存計画との関係	滑川市行政改革・集中改革プラン(平成17年度～平成21年度) 公営企業経営健全化計画(平成18年度～平成27年度)
公表の方法等	市ホームページで公表。 11月に産業厚生建設委員会協議会(議会常任委員会)へ報告予定。
基本方針	これまでの給水収益は、転入による給水人口の増加等を背景に順調に増加してきた。近年は、転入者の減少や少子化等により給水人口の増加率は鈍化し、加えて節水意識の拡大、節水機能を有する生活用品の普及等に伴い、水道水の需要は減少傾向にあり、今後の給水収益は、減少していくと見込まれる。また、昭和32年の供用開始以来、給水区域の拡大に努めてきたが、現在では、布設管や配水施設の老朽化に伴う更新事業及び耐震対策、水圧不足地域の解消や赤水等に対する水質向上対策など取り組むべき課題は多く、多額の経費が必要と見込まれる。そこで限られた財源を有効に活用するため、事務事業の見直しを図り、建設コスト等の積極的な経費節減に取り組むことにより、経営基盤の強化に努め、より一層の経営の健全化を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	-	-	78	78
	補償金免除額	-	-	13	13
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	-	-	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	-	-	29	29

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	46,036	129,143	77,851	253,030
	簡易水道事業債	20,303	-	-	20,303
合 計 (A)		66,339	129,143	77,851	273,333
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		66,339	129,143	77,851	273,333

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	-	-	29,039	29,039
合 計 (A)		0	0	29,039	29,039
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	29,039	29,039

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	当市の水道事業は、昭和32年の供用開始以来、給水区域の拡大に努めてきたが、現在では、布設管や配水施設の老朽化に伴う更新事業、耐震対策、水圧不足地域の解消及び赤水等の水質向上対策など取り組むべき課題は多く、今後多額の経費が必要と見込まれる。これまでの給水収益は、行政区域人口等の増から順調に増加してきたが、H18年度で給水人口及び給水収益が減少に転じた。一方、営業費用及び企業債支払利息は、経営努力により相対的に減少しており、平成14年度以降は、40百万円以上の利益を計上するなど安定的な経営状態である。しかしながら、建設改良費及び企業債償還金は増加傾向にあり、経営を圧迫している。
経営課題	課 題 現有施設の老朽化 耐用年数を経過する資産が増加することから、下水道事業等と連携し、管路を計画的に更新していくことにより、資本投下の抑制を図る。
	課 題 収納率の向上と未収金対策 口座振替の推進及び臨戸徴収・特別臨戸徴収の実施により、収納率の向上を図る。
	課 題 施設維持管理等経費の節減 有収水率を向上させ、施設に係る維持管理費の節減を図る。 事務事業の見直し、費用対効果の検討により、経常費用の節減を図る。
	課 題
	課 題
留意事項	・主要な管路及び施設の更新時に耐震技術を施し、災害に強い水道管網を整備していく。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給水水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	105.0	109.4	111.6	114.0	110.6	111.4	114.3	112.4	111.4	111.1
総収支比率(法適用)	(%)	111.3	114.0	115.5	119.4	116.0	119.3	122.4	120.3	119.3	119.0
経常収支比率(法適用)	(%)	111.6	114.2	115.8	119.6	116.9	119.6	122.8	120.7	119.7	119.4
営業収支比率(法適用)	(%)	137.4	143.0	143.2	145.3	140.1	144.0	143.1	140.0	138.0	136.7
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)									
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)									
	うち赤字補てんのもの	(%)									
	資本的収入分	(%)									
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)									
うち赤字補てんのもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成8年6月に実施した7.8%アップの料金改定以降、11年間据え置いているが、施設等の老朽化が進む中で、その更新にかかる経費により、水道事業会計の財政運営を圧迫するようであれば、その段階で考慮する。 少子化・転出等の社会情勢の変化に伴い、給水人口は減少に転じると見込まれる。また、節水意識の拡大・節水機能を有する生活用品の普及など生活様式の変化に伴い、水道水の需要も減少傾向にあり給水収益も減少すると見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	他会計からの繰入金の見込みは無し
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成20年度から配水池の更新及びテレメータ設備整備を予定
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特に無し

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>市全体の定員管理の中で適正に対応していくが、現在の総職員数は7名であり、同規模自治体の水道事業体と比較しても職員数は少なく、最小限の職員数で事業を行っていることから現行職員数を維持する。</p> <p>本市職員の給与水準(ラスパイレス指数)は、県内10市の中で2番目に低い92.5(H18)となっていますが、引き続き、給与の適正化に務めます。また、手当の種類は、必要最低限のものとなっており、他の自治体と比べ特殊なものは支給していません。特殊勤務手当については、著しく危険な勤務など本来の趣旨に合致した手当内容となっていると考えておりますが、引き続き、その見直し及び適正化に務めます。さらに、時間外勤務手当については、平成17年度以降は、10%以上の削減を目指します。</p> <p>給与制度については、人事院勧告に基づき、平成18年度において、(ア)全体で4.8%削減する給与表の改定、(イ)若年職員との給与格差を縮小し、フラット化するための中高年層給与の引下げ、(ウ)きめ細かい勤務実績の反映を行うための現行号級の4分割化等を行いました。</p> <p>業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、国や他自治体の動向も踏まえながら、職務や能力、成果を反映できる給与制度の構築に務めます。</p> <p>退職手当の支給率については、平成16年度に見直しを行い、退職手当の最高支給率を国に準じ引下げました。</p> <p>富山県市町村職員共済組合において決定される負担率に従っている。(事業主負担1/2)</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</p>	<p>下水道事業の施工に合わせ老朽管を布設替するなど計画的に老朽管を更新することにより、経費の縮減に務める。(経営課題)</p> <p>リサイクル材を使用するなど省資源化を図り、建設コストの縮減に務める。(経営課題)</p> <p>検針業務を再度見直し、費用対効果等を検討しながら、アウトソーシングの推進に努める。(経営課題)</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	収益的収支が黒字であることから、料金については、平成8年6月に実施した7.8UPの料金改定以降、11年間据置いているが、管路及び施設の老朽化により、更新に係る経費が水道事業会計の財政運営を圧迫するようであれば考慮する。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	市広報やホームページで公表する。 平成17年度から実施している事業評価を通じて施策、事務事業の成果などを把握し、見直し・改善する仕組みを構築しており、効果的な予算配分に務めています。今後、住民に対し説明責任を果たし透明性の高い行政を実現するために、行政評価導入に向けて積極的な取り組みを進めていきます。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	市全体の定員管理の中で適正に対応していくが、現在の総職員数は7名であり、同規模自治体の水道事業体と比較しても職員数は少なく、最小限の職員数で事業を行っていることから現行職員数を維持する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は無し
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計等からの基準外繰出しは無し
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位: 百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額(料金の適正化) 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未収金の徴収対策	1	1	1	1	3		2	1	1	1	1	
	改善額	-2	-2	-2	-2	0	-8	1	2	2	2	2	9
	一般会計負担金の額	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額(負担金の確保等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資産の有効活用	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額(収入増額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他()												
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	50	50	48	45	47		47	45	45	46	47	
	改善額	3	3	1	-2	0	5	0	2	2	1	0	5
	給与水準	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他()												
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職員給与費(退職手当)												
	職員数 (人)	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	
	増減数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	維持管理費等	123	128	138	137	117		117	116	114	114	113	
	改善額(適正化)	6	11	21	20	0	58	0	1	3	3	4	11
	工事コスト 2	0	0	0	0	0		1	2	3	3	3	
	改善額(縮減額)	0	0	0	0	0	0	1	2	3	3	3	12
	その他()												
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	企業債現在高	2003	2005	2002	2027	2040		1,950	2,080	2,108	2,131	2,147	
	増減	-37	-35	-38	-13	0		-90	40	68	91	107	
	計画前5年間改善額 合計						55						37
	改善額 合計												13
	(参考) 補償金免除額												

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	33	33	34	34	33	33	33	33	33	33
年間総有収水量 (千m ³)	3716	3682	3706	3727	3645	3726	3725	3723	3720	3718
公称施設能力 (m ³ /日)	19000	19000	19000	19000	19000	19000	19000	19000	19000	19000
1日最大配水量 (m ³ /日)	18000	18000	18000	16463	15423	16384	16367	16351	16334	16318
最大稼働率 (%)										
供給単価 (円/m ³)	105	105	106	106	104	105.2	105.0	105.0	105.1	104.9
給水原価 (円/m ³)	100	96	95	93	94	94.5	91.8	93.5	94.4	94.4

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。